

「渋谷区自転車等駐車場の整備と駐輪対策に関する方針」の概要

1. 方針の目的・位置づけ

【基本方針】

誰もが安全・安心・快適に歩くことのできるウォークアブルなまちの実現に向け、放置自転車の削減を徹底します。

【方針の位置づけ】

『渋谷区自転車等駐車場の整備と駐輪対策に関する方針』は、推進計画に位置づけた4つの重点プロジェクトのうち、「②とめる」を具体化するため、まちの特性と自転車利用の目的や需要に応じて、適正な駐輪場の規模や配置による整備ならびに、駐輪場の運営について通勤・通学、買い物などの利用特性にあった運営を推進し、適正な駐輪環境の創出を進めることを目的に策定するものです。

区的主要上位計画

- 渋谷区基本構想（平成 28 年 10 月）
- 渋谷区長期基本計画 2017-2026（平成 29 年 2 月）
- 渋谷区まちづくりマスタープラン（令和元年 12 月）など

渋谷区自転車活用推進計画

計画期間：令和 2 年（2020 年）～
令和 22 年（2040 年）

区的主要関連計画

- 第 10 次渋谷区交通安全計画（平成 29 年 3 月）
- 渋谷駅周辺地域交通戦略（令和 2 年 3 月） など

重点プロジェクト「②とめる」の具体化

『渋谷区自転車等駐車場の整備と駐輪対策に関する方針』

計画期間：令和 3 年（2021 年）～
令和 23 年（2041 年）

- 渋谷区自転車安全利用指針（平成 25 年 3 月）
- 渋谷区自転車通行環境整備計画（第二次、令和 3 年策定予定）

2. 渋谷区の駐輪環境における現状の問題点と原因の整理

【渋谷区における駐輪場の現状】

（1）公共駐輪場（一般公共の用に供する駐輪場）

- 渋谷区では、土地利用の高度化が進み、新たに用地を確保して駐輪場を整備することが難しい状況にあります。
- そこで、限られた空間を最大限に活用し、放置自転車対策としての駐輪場を確保していくため、一般公共の用に供する駐輪場について、道路空間などの公有地を活用しています。
- その多くが、区内の公有地や歩道上、公園の一部等に設置されており、道路からの視認性は高く、すぐに駐輪できる利便性の高さから、平日の日中を中心に多くの方に利用されています。



（2）民間駐輪場（集客施設等の附置義務駐輪場）

- 自転車による来訪が見込まれる一定規模の集客施設等については、条例により、来訪者のための駐輪場の整備が義務付けられています。
- 建物の新築・増改築に伴い整備される附置義務駐輪場は、建物内に設置されることが多いため、道路からの視認性が低く、スロープやエレベーターを利用するなどすぐに駐輪できないことから、利用が進まないケースがあります。



【駐輪場設置に関する条例】

渋谷区では、商業施設などの駐輪需要を生じさせる施設を対象に、以下の4つの条例において駐輪場の整備に関するルールを定めています。

① 渋谷区土地利用調整条例

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケット その他の小売店	床面積が400㎡を超えるもの	床面積が20㎡(床面積が5000㎡を超える部分については、床面積40㎡)ごとに一台
銀行その他の金融機関	床面積が500㎡を超えるもの	床面積が25㎡(床面積が5000㎡を超える部分については、床面積50㎡)ごとに一台
遊技場	床面積が300㎡を超えるもの	床面積が15㎡(床面積が5000㎡を超える部分については、床面積30㎡)ごとに一台
スポーツ、体育 その他の健康の増進を 目的とする施設	床面積が500㎡を超えるもの	床面積が25㎡(床面積が5000㎡を超える部分については、床面積50㎡)ごとに一台
学習、教養、趣味等の教授を 目的とする施設	床面積が300㎡を超えるもの	床面積が15㎡(床面積が5000㎡を超える部分については、床面積30㎡)ごとに一台

② 渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例

当該建築物が 存する地区	当該建築物の延べ面積	設置する自転車等駐車場の収容台数
都市再生特別地区 以外の地区	10000㎡を超え30000㎡以下	5台以上
都市再生特別地区	30000㎡を超えるもの	20台以上。ただし、区長が事業者自ら行う自転車等の駐車に関する対策について事業者と協議し、これを適当と認めるときは、5台以上
都市再生特別地区	-	区長が事業者との協議の上、別に定める台数

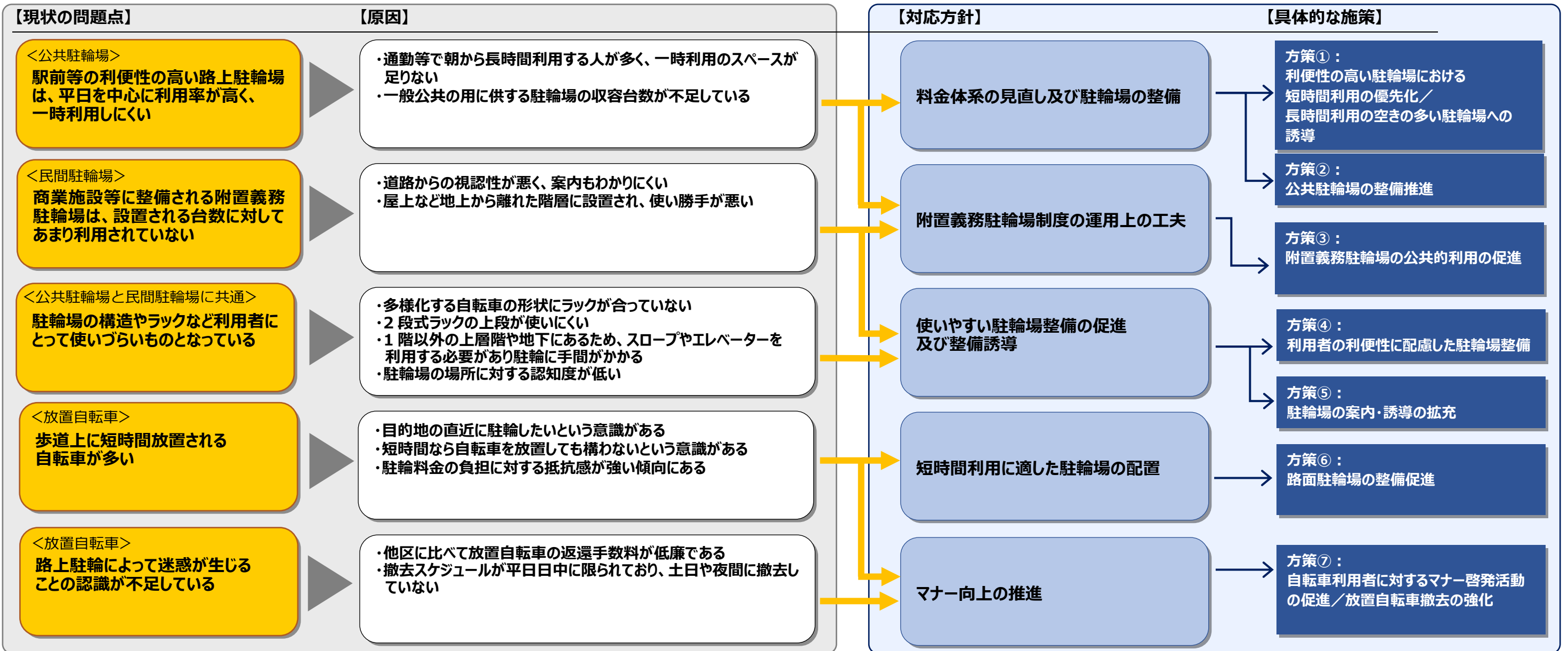
③ 渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例

駐輪場設置勧告、自転車等の放置を禁止する区域の設定

④ 渋谷区ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例

一定の条件に該当する共同住宅又は寄宿舎等への駐輪場設置の義務付け

3. 現状の問題点と対応方針



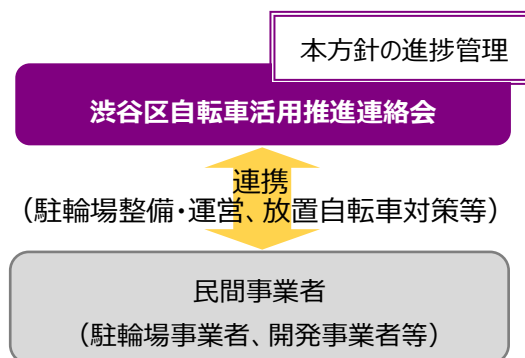
4. 方策の推進に向けた取組

【推進体制】

- 各道路管理者、区内各警察署、関係行政機関、区などにより「渋谷区自転車活用推進連絡会」を設置し、本方針や『渋谷区自転車活用推進計画』、『渋谷区自転車通行環境整備計画』など、自転車関連の計画について一体的に推進していきます。
- 民間事業者と連携した駐輪場整備・運営、駐輪マナーの啓発・周知、放置自転車の撤去強化等の取組も推進していきます。

【進捗管理・方針の見直し】

- 本方針を策定（PLAN）した後、事業を展開（DO）し、その事業の進捗状況の確認や評価（CHECK）した上で事業を見直し（ACTION）し、方針策定に反映するPDCAサイクルにより進捗管理していきます。
- 本方針策定後の令和3年度から「渋谷区自転車活用推進連絡会」において本方針の進捗確認を行い、5年後（令和7年（2025年））に本方針の見直しを行います。



【短期・中期・長期の取組イメージ】

短期 （概ね10年）	中期 （概ね10～20年）	長期 （概ね20年以上）
短時間利用優先化などの駐輪場の料金施策等（方策①）	（継続的に実施）	
公共駐輪場の整備促進等（方策②）		
駐輪マナー向上策の推進等（方策⑦）		
附置義務基準の運用上の工夫等による民間駐輪場の利用促進等（方策③・④・⑤・⑥）		